

令和5年度第1回鈴鹿市空家等対策協議会（議事録要約）

開催日時	令和5年8月9日（水） 10：00～12：00
場 所	鈴鹿市役所 本館12階 1202会議室
出席委員	内藤洋（座長職務代理） 森春夫 田中亜紀子 宮崎城治 三宅諭 見取貞義 藤原芳朗 長谷川友子 福嶋礼子（9人中9名出席）
事務局等	今村 都市整備部長 伊藤 都市整備部次長 住宅政策課 井上住宅政策課長 林副参事兼管理GL 伊藤 岡田 傍聴者0名
資 料	・ 事項書 ・ 第1回 鈴鹿市空家等対策協議会 資料（本資料） ・ 参考資料
発言者	発 言 内 容
事 務 局	冒頭の事項（司会進行・・・進行は事項書のとおり） 1 開会 2 副市長あいさつ 3 承認事項（会議公開の承認）
座 長	それでは次に進めさせていただきます。 事項書4報告の報告第1号，報告第2号について，あわせて事務局から説明をお願いします。
事 務 局	「事項書4（1）報告第1号 鈴鹿市空家等対策協議会委員の変更」について ・ 令和5年度の鈴鹿市空家等対策協議会委員の変更の報告 「事項書4（2）報告第2号 鈴鹿市空家等対策計画改定に伴う準備経過概要」について ・ 計画の改定に伴う経過概要の報告。 ・ 鈴鹿市空家等対策計画の改定に向けた鈴鹿市空家等対策協議会，庁内検討委員会の開催状況，そのほか，令和4年度に実施した実態調査や，令和5年6月14日に公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正状況を説明。
座 長	ただ今の事務局からの説明について，御意見，御質問等あればお願いいたします。
委 員	意見なし。
座 長	ご質問がないようですので，報告第3号について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	「事項書4（3）報告第3号 令和4年度鈴鹿市空家等実態調査の結果概要」について ・ 鈴鹿市空家等対策計画の改定にあたり令和4年度に実施した，市内の空き家状況を把握するため市内全域で空家等の実態調査の結果について説明。 ・ 空家等候補の件数については令和4年度の実態調査において1637件の空家等の件数を確認し，前回調査の平成27年・28年調査から505件の増加を確認。

	・適切に管理されていない空き家等であって、地域住民に悪影響を与える恐れのある管理不全空き家等の件数は44件を確認。前回調査から減少した要因は、判断基準が異なることや、平成29年3月に策定した鈴鹿市空き家等対策計画に基づいた取組の実施の成果が考えられる。 ・地区別の空き家等件数は河曲地区を除く地区において増加している。 特に白子、玉垣、神戸地区で多くの空き家等の件数を確認。 増加件数では、白子、栄、若松地区が前回調査から大幅な増加を確認。 ・地区別空き家率は、空き家件数の増加に伴い、全地区で増加しており、前回調査から高い値を示していた神戸、庄内地区に加えて、若松、合川、久間田、椿、深伊沢、鈴峰の6地区で空き家率が3%を超えていた。 ・分布図の説明。
座 長	只今の報告につきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。
委 員	(本資料)3ページの管理不全空家44件について、下の棒グラフの件数との違いは複数項目を選択しているからか。
事 務 局	その通りである。 棒グラフの件数は、複数項目で重複して計上している空き家があるためである。
委 員	地域から寄せられた相談等により空き家等を把握していたとしながら、実態調査で把握した空き家の件数は、市が把握している以上に存在したとはどういうことか。 通常業務では相談件数で把握しているが、今回の調査により想定外の空き家が増えていたということか。
事 務 局	日常業務の中で把握している件数には限りがあるため、調査で得た件数の方が多かったということである。
委 員	ただ、想定していた件数に近いということは、ほぼ把握されていたと考えてよいか。
事 務 局	そうである。
委 員	なぜ空き家が増えたのか。 古いまち並みの中では、世帯分離が要因と考察されたか。
事 務 局	そのように想定した。
委 員	古いまち並みの中では、同居できるような面積がなく小さいのか、同居しなくなっているのか、両方の要因か。
事 務 局	親の家に住むというよりは、新しく開発された団地に住むことが多いと思われる。
委 員	実態調査で把握された空き家等とは、管理不全空き家か、住んでいない空き家か。
事 務 局	道路上から判断して空き家と思われるものであるため、管理されている空き家も含む。 よって、実際の空き家数とは合致しない可能性がある。
委 員	業務上空き家とよく関わるが、連絡が取れない家や、独居老人の方が子や孫の施設に行き空き家となることが多く、空き家が増えていると実感する。

委 員	(本資料) 5 ページの青い分布点 (管理された空き家) は、管理されているが空き家で、後に管理不全状態になれば空家になるということか。 5 ページの分布点と 6 ページの分布点は重複しているのか。
事 務 局	5 ページの青い分布点は、前回調査時に空き家であったが、今回調査時には住人がいるなど空き家でない状態となったことを示している。 また、5 ページと 6 ページの分布点は違う建物を示しており、6 ページの分布点は新たに把握した空き家である。
委 員	各地区の総代 (自治会長) にどこが空き家か情報提供を依頼すればまた違う数値結果になるのでは。 連合自治会は協力することはやぶさかではないはずである。 協力を得てはどうか。
事 務 局	ありがたいお言葉であるが、自治会によっては頻繁に交代する自治会長など自治会長の思いもそれぞれであり、自治会長への負担が懸念される。 自治会は空き家と把握していても、所有者が空き家と思われたくない意向があるなどの問題がある。 そのため、今回は前回調査と同じ目線での調査となるよう配慮した。
委 員	(本資料) 7 ページの市街化区域と市街化調整区域の空き家の特色はどう違うか。
事 務 局	市街化調整区域から市街化区域に子世帯が出ていき、二世帯住宅が減っているように感じる。
委 員	市街化区域の店舗や事業所などの併用住宅の割合は。
事 務 局	参考資料 5 に区域別ではないが、およその割合をグラフで示している。 今後分析していきたい。
座 長	次に進めさせていただきます。 報告第 4 号について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	「事項書 4 (4) 報告第 4 号 鈴鹿市における空き家対策の取組状況」について ・令和 4 年度から令和 5 年度にかけて行った新規事業の説明。 ・空き家化の抑制・予防対策の関連事業として、令和 4 年度の実態調査について、調査結果の空き家率は、全地区で前回調査から伸びているが、神戸地区の空き家率が特に高い率を示していることから再検証中である。 ・空き家等対策ガイドブックの製作について、おくやみコーナーへの設置や空き家を相続された方、空き家にお悩みの方などに対し配布する等、空き家化の予防、抑制対策に活用している。 ・空き家等の活用・流通促進の関連事業として、空き家等対策に取組む団体との連携について、民間事業者の株式会社クラッソーネと連携協定を締結したことにより、これまで把握することが困難であった解体費用の概算を容易に把握できる解体費用 A I シミュレーターのサービス提供を開始している。 ・空き家無料相談会について、空き家等を所有する方や、住宅等の相続・処分についてお困りの方を対象に、空き家無料相談会の開催。令和 4 年度には鈴鹿市

	社会福祉協議会にも相談員として参加いただいた。 今年度においては令和 5 年 11 月 11 日に開催する。 ・ 特定空家等の抑制・解消方策の関連事業として、特定空家等除却費補助制度について適切に管理されていない空き家等の中でも、老朽化などによる倒壊の危険性や周辺の地域住民に悪影響を与えている空き家等を特定空家等として認定している。 その特定空家等の除却を促進するため、令和 4 年度から除却費用の一部助成を行う補助制度を創設し、令和 4 年度については 3 件の特定空家等の除却に至った。
座 長	只今の報告につきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。
委 員	除却の補助額上限は。
事 務 局	特定空家等を除却し更地にすることに限り適用される補助金で、該当する工事金額の 1/3 上限 30 万円である。
委 員	条件はあるか。
事 務 局	対象は特定空家等として認定した危険な空き家である。
委 員	耐震の補助とは別か。
事 務 局	耐震補助は、昭和 56 年以前に建てられた住宅の耐震改修又は除却に対し補助するもので、特定空家等除却費補助金は、昭和 56 年以前、以後関係なく周辺に危険を及ぼすような空き家に対して除却費の補助の一部を補助するもの。 一度に併用して補助はしない。
委 員	特定空家等は何件あるか。
事 務 局	累計 112 件現在 31 件である。
委 員	特定空家等の解消とは何を示すのか。
事 務 局	解体された、又は全て解体されたわけではなく判定基準により判断した危険な箇所が改善されたものも含まれている。
委 員	特定空家等に昭和 56 年以前に建築されたものが多いと思うが、耐震の補助を受けた空き家はないのか。
事 務 局	確認していない。 特定空家等の認定が解消された空き家もあるため分からない。 補助金の趣旨が違うため、それぞれ違う補助金である。 耐震の補助金は、活用するための補助金。 特定空家等の補助金は、周辺に危害が及ぶものの解体に対する補助金。
委 員	特定空家等だろうなというものの相談も受けるが、子どもだけでは処分できないことが多いと思う。 これらの事例はすんなりといったか。
事 務 局	補助事業を始めるにあたり、100 人ほどに案内を送付し、その中で相続人から問い合わせがあるなど反応があったものの内の 3 件である。
委 員	またこのような相談があれば相談させてほしい。

事 務 局	承知した。
委 員	解体費用シミュレーターの協定は期間限定か。
事 務 局	期間は決まっていない。継続して利用できる予定である。
委 員	今（シミュレーターを）試してみたが、相場に近く優れたものである。周知はどのようにしているか。
事 務 局	広報，公式ライン，適切な維持管理を促す通知への同封，出前講座などで周知を行っている。
委 員	操作も簡単でいいと思う。
委 員	空き家無料相談会ではどのような相談があるか。相続の相談が多いのか。
事 務 局	昨年は，売買などの利活用 25 件，取り壊し 20 件，相続 15 件であった。
委 員	（本資料）8 ページの再検証して原因を究明した後何をされるか気になるところ。相続登記の義務化の話もあり，関心が高まっていると思われるが，空き家対策ガイドブックはどのくらい配布されたか気になるが，関心のある方に届くよう頑張っていたきたい。 シミュレーターは興味深い。 解体費用に関心のある方がこのようなシミュレーターを通して市と繋がればよいと思うので，ラインを使わない方へもアピールすることが大事であると思う。 空き家見回りサービスとは。
事 務 局	遠方に住んでいるなど空き家の管理が難しい方へ，見回りを代行するサービスの提供をシルバー人材センターが行っている。 空き家の見回りサービスを行うにあたり，シルバー人材センターの会員に対し，空き家の概要や現地調査の方法の説明などを協力した。
委 員	古民家の再生や古材を利用するなどできないか。ただ解体すればよいということではないと思う。
事 務 局	空き家にならないように利活用することが大切であると思うが，不動産店にではなく私共に相談がある空き家は，利活用できない状態であるものや，相続人が特定できないなど思うように利活用できない空き家が多いことが現状である。
委 員	利用できる空き家は早く利活用できるうちにしないといけない。 エリアを定め，そこにある空き家を利活用するため，開発業者などに優遇措置があるとよいのでは。 それが市内どこでもできるのではなく，どのエリアにできるかは考えなくてはならない。
事 務 局	改正空家法で空家等活用促進区域が指定できるようになるため，区域を指定するしないも含め検討したい。
委 員	できる地域に集中して対策しないといけない。
委 員	神戸に空き家が多い理由は，間口が狭い，日も当たらず改築しにくく住みにくいときく。
委 員	町家の特徴である。

	何件か一緒に利活用することが理想である。
委 員	特定空家になる空き家の根本の問題は2つであると思う。 まず1つは道路が狭いなどマーケットで評価されないこと。 最後は、行政が代執行したり、(所有者が) 国庫帰属したりすることになるかもしれないが制度でしか解決できない。 2つ目は、相続が複雑化していることであると思う。 どうしようもないことは、国が制度をかえないといけないのかもしれない。 評価される不動産は業者が何としても流通させる。
座 長	次に進めさせていただきますが、後ほど改めて御意見、御質問の場を設けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 報告第5号について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	「事項書4（5）報告第5号 鈴鹿市における空き家対策の取組状況」について ・「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正」について説明 ・「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」 の経過について、令和5年3月3日に改正法案の閣議決定、令和5年6月14日に公布され、半年以内に施行される予定。 現在、国から詳細な情報提供はないが、把握しております主な改正内容を説明。 ・改正の背景については、空き家の増加に伴い空き家対策の総合的な強化を目的としている。 ・主な改正内容の紹介。 1点目「所有者の責務強化」 現行の法律では、所有者の適切な管理の努力義務が定められているが、改正により国及び自治体の施策に協力する努力義務が追加された。 2点目「空家等活用促進区域」 市町村が空き家等の数や分布状況を踏まえて経済的、社会的活動の促進のために、空き家等や空き家等の跡地の活用が必要と認める地域を「空家等活用促進区域」として設定することが可能になる。 その空き家等の活用の促進を図るための指針を「空家等対策計画」で定めた場合に他法令による規制の一部を緩和することができ、用途変更や建替え等の促進を進めることが可能になる。 3点目「空家等管理活用支援法人」 市町村が空き家等の管理、普及、啓発に取り組むNPO法人等を「空家等管理活用支援法人」に指定することで、空家等所有者の同意を得た上で、市町村から指定法人に対して、所有者情報を法人に提供することが可能となる。 4点目「管理不全空き家等への指導・勧告措置」 現在、特定空家等に該当し、再三、指導措置を行って改善が無い場合、次の措置として、勧告措置を行っており、勧告措置の実施により固定資産税

	の住宅用地特例の軽減措置を解除する手続きを行っている。 今回の改正では、特定空家等になる前の管理不全空き家等に対しても、「指導及び勧告」が可能となり、勧告措置を行うことで固定資産税の住宅用地特例、軽減措置の解除が可能になる。 ・現在、国が示す空家法やガイドラインにおいて、特定空家等の該当基準が示されていますが、新たに指導及び勧告措置の対象となる管理不全空き家等の該当基準は、明示されていない。 ・今後、空家法の改正内容を注視しつつ、管理不全空き家等の基準等について情報収集していきたい
座 長	只今の報告につきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。
委 員	意見なし。
座 長	ご質問がないようですので、事項書5事項第1号について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	「事項書5事項第1号 鈴鹿市空家等対策計画改定骨子案」について ・令和4年度の協議会にて、空家等対策計画の改定に係る方向性について御意見をいただき感謝する。 令和5年度からご出席いただく委員もいるため、令和4年度に事務局から説明した鈴鹿市における空家等対策計画の現状及び方向性について改めて説明。 ・「空き家等対策計画の現状及び方向性について」 本市における現在の空き家の概況として、平成27年の空家法の施行後、平成29年に「鈴鹿市空家等対策計画」を策定し3つの基本方針である「空き家化の抑制・予防対策」「空き家等の活用・流通促進」「特定空家等の抑制・解消方策」に基づき取組を実施している。 ・平成29年度から令和4年度までの各基本方針に基づく取組の進捗状況について、現計画の成果指標と達成状況はどの目標値についても令和4年度時点で達成している状況である。 ・取組に対する課題は、空き家の増加に伴う相談件数の増加など、4点ある。 ・改定の方向性及び取組については、これまで行った取組に一定の効果があると認められたことから、次期計画についても現計画の基本方針を継承することとし、現状の課題を解決していくため、新たな取組を行うことを説明。 ・令和4年度に開催しました空き家等対策協議会の議事の内、各委員の皆様からいただいた意見、事務局から改定の方向性に関する説明をした後、各委員からいただいた意見をまとめたので確認いただきたい。 ・計画改定骨子案の構成は、計画の概要において、改定の背景や目的を示し、空き家等の現状と課題について令和4年度の実態調査や国が令和元年度に行った空き家所有者へのアンケート調査結果、本市における空き家等対策の取組状況を踏まえた現状と課題を示したうえで、次期計画の基本方針及び取組を示す構成となっている。

- ・「改定骨子案」についての説明。

序章

計画の概要として改定の背景、計画の目的、位置付け、計画期間、計画の対象を定めている。

第1章

空き家等の現状と課題について、現計画の更新箇所として、国における住宅・土地統計調査や空き家所有者へのアンケート調査の抜粋を記載し、令和4年度の実態調査の調査結果などを記載、更新している。

空き家の現状として人口の状況及び推移を示し、国における住宅・土地統計調査に基づく本市の状況を示している。

国が令和元年度に行った空き家所有者へのアンケート調査結果の内、空き家の利用現況や今後の利用意向など、令和4年度の実態調査の結果概要、空家等対策計画に基づく取組状況と空き家の現状と取組から見た課題を記載している。

成果指標及び達成状況として、現計画の成果指標は令和4年度時点で全て目標達成しているが、本市における空き家等及び空き家対策の課題について令和4年度の実態調査や国が行った空き家所有者へのアンケート調査から、課題を挙げた。

課題①空き家等の増加

課題②将来的な空き家の更なる増加についての懸念

課題③現計画の取組からの反省点・課題として、予防・抑制対策の主な取組として挙げた「住まいの終活セミナー」の実施回数が少ないことや、空き家化の予防・抑制対策を充実化するため、高齢者等の窓口となる福祉部局等との連携や、関係団体との連携

課題④特定空家等の解消に向けた取組

特定空家等や管理不全空き家等への取組を行い、解消に繋げているものの、指導等を行っても解消されない場合や近年では所有者や相続人が存在しない、また不明の物件を確認しているため、代執行を見据えた手順書の策定や他法令による措置を行うことを課題としている。

第2章

計画の方針及び対策について、方針については、現計画の「空き家化の抑制・予防対策」「空き家等の活用・流通促進」「特定空家等の抑制・解消方策」の基本方針を継承しつつ新たな取組を行うこととしている。

国における考え方として、空き家等が増加する中、今後の空き家対策として、本市の空家等対策計画と同様に「発生抑制」、「活用促進」「適切な管理・除却の促進」を挙げている。

第3章

基本方針に基づく対策について、それぞれの方針に基づく、取組を記載している。

	基本方針に基づく、成果指標（案）を設定している。 現計画については、「空き家バンク登録件数」、「空き家バンクによる成約件数」「実態調査において判定された管理不全空き家等の件数」「地域から寄せられる空き家等に対する相談の解決件数」だが、改定案としては3つの基本方針に基づく成果指標案を設定。 その他対策計画に基づく実施体制を記載している。 ・本来であれば、骨子案の詳細な説明するべきところであるが、空家法の改正にあたり、次の事項で説明するが、鈴鹿市空家等対策計画の改定時期の変更を検討しているため、骨子案の詳細な説明に関しては割愛する。
座 長	只今の説明につきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。
委 員	（成果指標の）数値根拠が知りたい。
事 務 局	国の調査などから今後の空き家率などを勘案し、これまでより高い数値を目標としている。
委 員	達成する自信がある数値か。
事 務 局	今残っている空き家は、解決が困難な空き家が多く、ハードルの高い数値である。
委 員	（空家等管理活用）支援法人とは。この法人を指定することで市にどういうことがあるのか。
事 務 局	骨子案は改正空家法に対応しておらず、国から改正に係る情報も乏しく分からない。法文はあるが、どのように進めていけばよいか分からない。
委 員	（本資料）24 ページ 25 ページの目標は、現計画から継続した目標であるが、人口減少が進み空き家が増加していく中、策を考えないとつぶれてしまう。 対応できるのか不安に感じる。 国から指針が示されないと分からないという理解でよいか。
事 務 局	その通りである。 空き家化の抑制に注力したい。
委 員	国は流通に力を入れているようなので、守るべき所は守るということが大切だと思う。 大事なエリアを守るのか否か、市として先手を打ってほしい。
委 員	守ることも大事だが、流動性を図っていくことが大事である。 行政のお金を使うのではなく、市場の流動性を重視すべき。 戦略的な取り組みが必要。
事 務 局	空き家化を抑制しつつ、流動性も重視していきたい。
委 員	まちの活性化や空き店舗も活用したい。
事 務 局	空き店舗も空き家ではあるが、まちの活性化は市全体で取り組むべきであり、他部局と連携していきたい。
委 員	率先してやってほしい。
座 長	それでは次に、事項第2号について事務局から説明をお願いします。

事 務 局	「事項書 5 事項第 2 号 空家法改正に伴う鈴鹿市空家等対策計画の改定時期の変更」について ・ 報告事項でも説明したが、令和 5 年 6 月 1 4 日に改正空家法が公布され、半年以内には施行される予定である。 ・ 空家法の改正により活用促進区域の設定や管理不全空き家等への指導及び勧告措置など、活用や指導関係に係る拡充内容があり、現行の鈴鹿市空家等対策計画の改定スケジュールでは、改正内容の反映が難しいことから、鈴鹿市空家等対策計画の改定時期の変更を検討している。 1 改正空家法の施行までのスケジュール 2 現時点における鈴鹿市空家等対策計画の改定スケジュール 3 現計画の改定に係る課題 ・ 改正空家法の公布後、半年以内に改正空家法が施行される予定ですが、国から改正内容の詳細についての情報提供はなく、現時点における本市の空家等対策計画の改定スケジュールでは、10 月までに改正空家法の内容を反映した計画策定が困難な状況である。 ・ 令和 5 年度に空家等対策計画を改定した場合、改正空家法の内容を取組むために、空家等対策計画に取組内容の記載、更新など再度、空家等対策計画の改定を行わなければならない、結果として、改正空家法に応じた取組の実施も遅れてしまう。 ・ 改正空家法に伴う空家等対策計画への反映項目について、活用促進区域の設定に関して、神戸地区が全地区の中でも空き家率が特に高い状況にあるため、現在、実態調査において把握した空き家等の再検証のため、調査を実施している。 活用促進区域の設定の可能性について、庁内でのワーキングや関係部署と協議し区域の設定を検討していきたいと考えている。 ・ 管理不全空き家等への指導・勧告措置について、実態調査において管理不全空き家等は大きく減少したものの、地域住民への悪影響を与えている特定空家等の件数については増加傾向にあり、特定空家等になる前での段階からこれまで行うことができなかった指導・勧告措置が実施できるようになる。 特定空家等に至らない管理不全空き家等であっても生活に不安を感じる地域住民の方が見えるため、改正空家法に応じた取組を実施していきたいと考えている。 ・ 改定時期の変更案について、変更案の目的としては、改正空家法の内容を反映した上で、空家等対策計画の改定を行い、空き家等対策を実施するため、現計画の期間延長を予定している。 計画の満了時期は令和 5 年度までとなっているが、令和 6 年度まで延長し、計画改定時期を遅らせ 1 年間延長と記載しているが、遅れは最小限に留めたいと考えている。 ・ 成果指標に関しては、令和 5 年度までの目標を既に令和 4 年度時点で達成して
-------	--

	いるが、計画期間を延長し、目標を再設定したいと考えている。 ・次期計画の改定時期・計画期間については、令和5年度の改定を令和6年度の改定に変更し、次期計画の満了期間については、鈴鹿市総合計画2031に併せて、令和13年度までとする予定である。
座 長	只今の説明につきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。
委 員	空き家をつくらないとのことであるが、老々介護、特に配偶者が介護する事例が増えている。 今後は単身世帯が増えていくと思われるが、地区や自治会が支えていかなければならなくなる。 また、介護が必要と思われる世帯に民生委員などが接するが、介入するなどと言われればそれまでのことが多い。 事実上空き家をつくらないのは困難。 社会福祉協議会とも協力しながら空き家対策をお願いしたい。
座 長	報告を含めてすべての事項を終えましたが、最後に全体を通して、何かご質問やご意見等はございますでしょうか。
委 員	改定スケジュールを再確認したい。
事 務 局	最長1年の延長をお願いする。
委 員	空き家対策は、私たちの生き方、暮らし方、生活設計、幸せとは何かなどに通ずる。市としてそういうことを考える仕掛け作りの支援をお願いしたい。
座 長	今回は空き家の話であるが、福祉なども関わる問題であり、市全体に関わる事項と考える。色々な立場から引き続き協力をお願いする。
座 長	以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。 皆様のご協力に対しまして、感謝を申し上げます。 それでは、進行を事務局にお返しします。
事 務 局	内藤副市長、議事進行ありがとうございました。 また、委員の皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。 事務局から、次回協議会の開催予定について説明させていただきます。 空家法の改正の進捗状況によりますが、今回は令和5年度内に開催を予定しております。 本日の協議会で頂いた意見を基に、素案等の準備を進めてまいりますので、準備が整いましたら御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、これをもちまして令和5年度 第1回 鈴鹿市空家等対策協議会を終了させていただきます。 本日はありがとうございました。